

## どんなことでも 一日総合相談室

とき 9日(木)13時30分～16時30分  
ところ 本郷生涯学習センター  
相談内容 登記、相続、消費生活など  
問い合わせ先 市民生活課(☎0848⑥7  
6178 FAX0848⑥76199)  
参加機関

国の機関	
中国四国管区行政評価局	
広島法務局	
市・その他の機関	
広島司法書士会尾道支部	
行政相談委員	
尾道人権擁護委員協議会	
三原市心配ごと相談所	
三原市消費生活相談室	
三原市	

## 司法書士無料法律相談

とき 4日(土)10時～15時  
ところ サン・シープラザ(3階)  
相談内容 土地・建物の登記など  
問い合わせ先 広島司法書士会尾道支部(☎0848③7969)

市内の行政相談委員

丸山穂子さん  
(東町 ☎0848②2312)  
高藤宏昭さん  
(高坂町 ☎0848⑥3526)  
岡本孝一さん  
(本郷町 ☎0848⑧5366)  
秦 良子さん  
(久井町 ☎0847③7708)  
西川千代美さん  
(大和町 ☎0847④0640)

行政相談日	ところ
15日(水)13時～16時	本郷福祉センター
17日(金)10時～15時	サン・シープラザ(3階)
22日(水)9時～15時	久井保健福祉センター
24日(金)9時～12時	大和保健福祉センター



20(月)～26(日)  
**行政相談週間**

総務省の「行政相談」は、行政に対する苦情や意見・要望を解決し、これをもとに行政運営の改善につなげていく活動です。秘密は固く守られますので、気軽に相談してください。

## ～法の日週間行事～ 無料法律相談室

とき 10日(金)10時～15時  
ところ しまなみ交流館(尾道市)  
相談内容 交通事故、財産、相続、登記など  
問い合わせ先 広島地方検察庁尾道支部(☎0848③3529)

## 行政書士 一日無料相談会

とき 11日(土)10時～16時  
ところ ジャスコ三原店  
相談内容 農地法、交通事故、遺産相続、各種申請手続きなど  
問い合わせ先 県行政書士会三原支部 下西さん(☎0848⑧0201)

すべての相談は無料で予約不要です

## 下水道使用料、水道料金が変わります

合併調整方針に基づき、10月以降の使用分から、下水道使用料と水道料金が次のとおり変わります。

また、水道メーターの検針も毎月の検針から隔月(偶数月)の変更に伴い、新料金での請求は来年1月からとなります。

### 10月からの変更点

	下水道使用料	水道料金	検針月
三原地域	変更なし	変更なし	変更なし
本郷地域	旧三原市の料金	旧三原市の料金	偶数月
久井地域	変更なし	旧三原市の料金	偶数月
大和地域	変更なし	旧三原市の料金	偶数月

下水道使用料についての問い合わせ先  
下水道課(☎0848⑦6049)  
水道料金についての問い合わせ先  
水道部管理課(☎0848④2243)  
久井・大和地域の簡易水道料金についての問い合わせ先  
市民生活課(☎0848⑦6178)

### 下水道使用料(三原・本郷地域)

		使用料(1か月につき)	
基本水量	基本料金	超過料金(1㎡につき)	
10㎡まで	1,155円	10㎡を超え20㎡まで	147円
		20㎡を超え30㎡まで	168円
		30㎡を超え50㎡まで	189円
		50㎡を超え100㎡まで	199.5円
		100㎡を超えるもの	210円
公衆浴場は、20㎡を超えるものは1㎡につき21円とする			

### 水道料金(三原・本郷・久井・大和地域)

用途	メーターの口径 使用水量	基本料金(1か月につき)						従量料金(1㎡につき)	
		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm		
一般用	10㎡まで	1,218円	1,722円	2,509.5円	5,040円	10,395円	21,000円	10㎡を超え20㎡まで	178.5円
								20㎡を超え30㎡まで	210円
								30㎡を超えるもの	262.5円
工場用	—	—	—	5,040円	10,395円	21,000円	—	262.5円	

※工場用を適用する事業所には個別にお知らせします。

